

# 令和元年第11回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年2月12日(水) 午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 人権交流プラザ2階研修室
3. 出席委員 (21名)

会長	3番	濱田香	議長職務代理者	9番	田渕緑
委員	2番	川上信温	委員	15番	山口三子夫
〃	4番	谷口伸樹	〃	16番	福田淳一郎
〃	6番	大西淳	〃	17番	加藤修
〃	7番	石谷隆	〃	18番	柳田和廣
〃	8番	山田準二	〃	19番	田中幸美
〃	10番	建部憲	〃	20番	村田幸範
〃	11番	小林勉	〃	22番	砂川重雄
〃	12番	猪口実	〃	23番	福田収
〃	13番	岩永正司	〃	24番	福安東和
〃	14番	香川恵			
4. 欠席委員 (3名)

委員	1番	家根宗継	委員	21番	福安修
〃	5番	小林一			
5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：11名)

旧市	霜田英之	せんだい	上田壽一
高草	佐藤徳太郎	湖南	木浪哲夫
湖東	河崎正顯	福部町	平林久雄
河原町	梶川和生	用瀬町	小林照美人
気高町	角田完	鹿野町	谷口和
鹿野町	原田一夫		
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議事

議案第60号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第61号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第62号	非農地証明について
議案第63号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第64号	鳥取市農用地利用配分計画について
  - 第3 報告事項
    - (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
    - (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
    - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
    - (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
    - (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
    - (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
    - (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 森下(臨)

8. 会議内容

開会：13時30分	
職務代理 議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第11回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在21名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、8番 山田準委員、10番 建部委員を指名します。</p>
事 務 局	<p>では、議事に入ります。議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第60号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。整理番号59番につきましては、尾崎地内の田3筆、3,149㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は104アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
佐藤委員	現況は田として利用されております。農機具の保有状況も問題なく、耕作意欲もあり、適正と判断できますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。整理番号59番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号60番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号60番につきましては、用瀬町鷹狩地内の畑、482㎡と田、1,798㎡、用瀬町赤波地内の畑2筆、221㎡と田7筆、4,327.28㎡を売買により所有権移転するものです。申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、  
譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、  
申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、  
申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は228アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、  
申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。  
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

小林照委員 譲受人は申請地の近くで耕作をしており、取得後も規模拡大で耕作されるため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

安東委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 では、質疑・意見はございませんか。  
（質疑・意見なし）

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号60番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なし）

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  
続きまして整理番号61番を審議します。事務局の説明を求めま

事務局 整理番号61番につきましては、竹生地内の田2筆、4,003㎡を売買により所有権移転するものです。  
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、  
譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から20km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、  
申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、  
申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は138アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、  
申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。  
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

上田委員	譲渡人は農機具が使用できなくなり売りたいということで、譲受人が引き続き作付けをするものです。通作距離についてですが、農機具をトラックで運搬するようですので、問題ないと判断しますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
大西委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号61番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号62番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号62番につきましては、賀露町西二丁目地内の畑、951㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から約5km以内に位置しており、通作にも問題ありません。  次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は79アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
河崎委員	申請地の隣には違反転用地の資材置場があり、この違反転用地の行為者が譲受人の経営する会社でありまして、取得後に同じように違反転用されるのではないかと心配であります。また他の場所にも農地を持っておりまして、ちゃんと耕作している所もあるのですが、耕作をしていない所もございますので、農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件に抵触するため、許可することはできないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	推進委員の報告のとおりでありまして、私も如何なものかと思えます。違反転用は法人で、今回取得するのは個人ですので別人格です。ですから、耕作していない農地を作付け収穫する姿勢を示していただかないと、今回は許可できないのかと考えていますので、農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件に抵触するため、許可することはできないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
岩永委員	確認ですが、申請地の隣地が違反転用地でその所有者が譲受人ということですね。

事務局	申請地の隣地の土地所有者は譲受人ではなく別の方で、その土地を譲受人の会社が違反転用をしているということです。
山口委員	先ほど、推進委員よりこの案件を議案に載せていいのかどうかと疑問がありました。そのことにつきました、申請された時の処理内容を事務局、説明願います。
事務局	申請された内容に不備がなければ、受理させていただきます。その後総会での審議になります。そこで許可、不許可どちらか委員の皆さんに審議して頂いて判断をお願いしております。ですので、申請の段階で受け取らないとか、却下することは事務局ではできません。
山口委員	受け取った受け取らないではなく、申請の内容を説明してほしいということです。報告の中にコンクリートブロックで周囲を囲っているとか、そういうことが分からずに申請を受けたのか説明を求めているのです。
事務局	申請時点では、違反転用している農地ではないので、申請を受付ました。申請地の隣地が違反転用地ということで、担当委員からの報告で現地を確認したということです。
山口委員	現地を確認して、事務局はこの申請を妥当だと判断したのですか。
議長	該当の農地について、申請を受け付けたという処理上の手順だったと思います。今回の案件について担当委員が許可、不許可相当ではないかという意見をおっしゃられたと思いますが、そのことについて他に意見、質問はありますか。
依藤委員	農地を所有できるかどうか、適格者なのかどうかですので、今回は不許可だと思います。
議長	地域における農地の使用上、総合的かつ効率的な利用ができていないということで、そこが事実だとすれば適格ではないと判断できます。
小林勉委員	譲受人は違反転用者なので、許可できません。
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号62番について、原案のとおり許可決定することにご異議の無い方は挙手をお願いします。賛成は1名もいませんので、本案は不許可として否決しました。
議長	続きまして整理番号63番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号63番につきましては、気高町睦逢地内の畑、1,362㎡を贈与により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は330アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しませぬ。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。

角田委員	譲受人は、乳牛を30頭飼育しており、申請地も牧草が植えてあり、採草放牧地として使用しておりますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
田中和委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号63番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第61号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号36番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町鹿野地内の畑1筆、254㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はであると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
原田委員	1月末に担当農業委員と現地確認しました。譲受人は、自営業をされていますが、駐車場が手狭になり、住宅の裏にある場所を申請されたようです。隣接地の農地の所有者からの承諾書もあり、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号36番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号37番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号37番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、福部町湯山地内の田6筆、合計2,213㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はであると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。

平林委員	2月3日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は、現在、休耕田となっています。賃借人（会社）は、大型トラック等の増車により、駐車スペースが必要となったそうです。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。加えて、報告申し上げますと、企業の規模拡大を図っている最中のご様子で、駐車場が手狭になったということですし、現に福部地区、梨の間伐材とか剪定の材料なんかをチップにするための事業をかなり手広くやっておられまして、福部の中に駐車場があれば、より便利になるということも経営者の方からお伺いしております。両側にある水路とちゃんと距離をおいて転用ということも確認させていただきましたし、隣の水田の耕作者とも話が来ております。ちなみに水路がありますが、この水路での水利用は、一切なされておられないことを報告しておきます。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号37番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号38番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号38番につきましては、店舗建築を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町乙亥正地内の田2筆、合計2,023㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300m内の農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はであると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷口和委員	1月28日に担当農業委員と現地確認しました。南北には、それぞれ水田もありますし、水路等については問題ありません。隣接地の承諾書も取っておられます。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
議 長	建部委員どうぞ。
建部委員	駅・役場等から300m以内ということですけども、駅とか役場はどこにあるんでしょうか。
事務局	議案では、駅・役場等から300m以内と書いてありますが、インターチェンジから300m以内ということです。  「訂正しなければいけない」と呼ぶ者あり。
議 長	事務局、訂正されるということですのでよろしいですか。

事務局	訂正します。
議 長	では、訂正されるとのことです。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号38番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第62号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第62号非農地証明について説明します。 整理番号121番の申請地は、用瀬町用瀬地内の畑2筆、合計518㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小林照委員	1月30日に担当農業委員、用瀬地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請人が県外在住であり、申請地の現況は、雑木が繁茂し原野化しておりました。現地まで行こうとしましたが、進入路が無かったため、航空写真で判断しました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
安東委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺も山林化しているため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号121番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号122番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号122番の申請地は、用瀬町赤波地内の畑1筆、148㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小林照委員	1月30日に担当農業委員、用瀬地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地は空き家となっている母屋の裏手に位置しており、申請地の現況は、隣接の宅地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
安東委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請人は地元在住ではなく、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号122番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号123番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	整理番号123番の申請地は、河原町山手地内の畑1筆、20㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
梶川委員	1月29日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、10年以上前には場整備された区域に隣接する耕作条件の悪い残地で、雑草が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号123番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号124番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号124番の申請地は、吉岡温泉町地内の田2筆、合計93㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
木浪委員	1月28日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請人は介護施設に入居しており、申請地周辺は地区公民館および介護施設が建設され耕作に不向きな立地であり、申請地の現況は、隣接の宅地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	担当推進委員の報告のとおりで、申請地周辺は吉岡温泉ICがあり、県道拡幅も予定されているため、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号124番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号125番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号125番の申請地は、富安地内の畑1筆、78㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
霜田委員	1月22日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、駐車場として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
岩永委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号125番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第63号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第63号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年2月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。  利用権を設定しようとするものが、新規57件、更新41件、合計98件で、面積は、田278,315㎡、畑47,303㎡、その他3,950㎡、合計329,568㎡です。  権利種別の内訳は、賃借権60件、使用貸借による権利38件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第63号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第64号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第64号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。  今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田116,274㎡、畑2,884㎡。権利種別の内訳は、賃借権71件、使用貸借による権利3件となっています。  農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第64号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
	報告事項 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議長	その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)
議長	検討事項に入りたいと思います。事務局お願いします。
事務局	令和2年度農作業標準受委託料の検討に入りたいと思います。事前に議案書と一緒にお配りした、標準受委託料の検討資料という横長の一覧表です。こちらをご覧ください。1月24日に農作業標準受委託料の検討会で鳥取市R2年度(案)で農作業一般(労務賃金)は空欄にしてあります。代かきも空欄にしてあります。1月24日の検討会において、この2つは額を上げる方向で、事務局が提示することになりました。 右側の倉吉市と八頭町と米子市に今週の月曜日に令和2年度をどうするか電話で照会した結果です。八頭町については2%分の値上げです。米子市については値上げしない方向です。倉吉市は50円アップの900円ですすでに決定しております。こちらの背景ですが、31年度(令和元年度)を決める際に大幅に全部値上げをしたそうです。それまで10年間値上げをしなかった。しばらくこの金額で行く。という事です。850円から900円にしていますが、計算式ではなくこれ位かなという事でした。 話を戻しまして、鳥取市のR2年度は850円で提案をしたく思います。50円アップになりますが、最低賃金は毎年上がっております。平成28年からは毎年3%から3.5%前後で上昇が続いています。令和元年度の最低賃金が790円、仮に毎年3.5%くらい上昇すると令和2年で818円、令和3年には847円、令和4年には877円と加速度的に大きくなって行くんですけど、いきなり900円というのも上げすぎなので、令和3年度の847円これを見据えて850円を提案させていただきたいと思います。 代かきですが、令和元年度整備田5,500円、未整備田6,050円は比較しやすいように10%で割戻した額を記載させてもらっています。特に理由はないんですけど、元の額になった整備田5,000円に500円をアップして、消費税をかけて6,050円。未整備田は5,500円に500円をアップして、消費税をかけて6,600円。こちらを案として提案したいと思います。鳥取市の受託業者の額を見ていただければ、いくらかの団体は上げてくると思われますので、そのあたりも考えて500円位が妥当と思提案させていただきま
田中和委員	代かきについては前回、地域によって違いますと言いましたが、地域によるものを調査された結果はどうだったでしょうか。
事務局	地域によって違うというご意見もありました。ただ、こちらは鳥取市全体と考えております。基本となる額を提案させていただいたという事です。
福田収委員	私たちの国府・青谷地区ですが、多少は高いですが、代かきが一番大切な作業です。草は生えるし圃場によっては1回や2回で収まる問題ではない。ですからもう少し幅を持たせてほしい。市農業公社国府は8,800円になっています。作業を請求する場合に公社の分と言っても、農業委員会はこれを出しているからこれ以上は払わない。農業委員会にしてみなさいとお断りしている状況です。地元の農家に8,800円を元に示してしてほしい。代かきの作業は大変です。また、油代も多くいります。
議長	私個人の思いでは、中山間地の高齢農家が多くを占めていて、委託農家のことを考えると上げたくない。受託される方にとっては500円を上げてもらっても厳しいかもしれません。地区によって作業の内容が違うという事であれば、実態に合った金額で提示してもらい、委託する方との話し合いで決めてもらったらどうでしょうか。
小林勉委員	農民の米が安いから、乾燥・もみ摺りは30kgを800円でやっています。農協は1,200円位ですから金額を上げると言う。米を作っても赤字で、2反や3反の人には安くするべきです。地区によって違うので問題があると思います。
議長	はい、ありがとうございます。標準として出ささせていただいて、その大変さがわかれば、委託される方も支払いを拒まれることはないと思います。また、高くても委託ができなく、遊休農地化や耕作放棄地が増える方が問題ですので、あまり極端に上げるのはよくないと思います。いかかがでしょうか。
山田委員	額は提示になったので今回向かえばいいと思います。摘要欄に「均平回数を地域により考慮する。」の文言を入れていただきたい。鳥取市内でも開きがあり、それを認める意味として地域により考慮する。回数は頼まれる方によって違います。2回、3回と丁寧にすると費用も掛かりますので。

議 長	的確なご意見だったと思います。標準受委託料を提出する時に、摘要欄の作業内容によって金額はこの限りではないという事ですね。よろしいですか。そういった文言を書き添えていただけますか。
事 務 局	はい。
議 長	はい、石谷委員どうぞ。
石 谷 委 員	欄の一番下の袋かけの所で1時間当り800円になっていますが、上の農作業一般が1時間当り850円になるようであれば、こちらも上げた方がバランスが取れると思います。
議 長	ありがとうございます。袋かけの1時間当り850円で訂正いたします。それでは、農作業一般1時間当り850円。代かきは整備田が6,050円、未整備田が6,600円。摘要欄に作業内容によってこの限りではない。という文言を足していただくことで、皆さん決定してもよろしいでしょうか。
	(異議なしとの声多数)
議 長	では決定という事で、皆さんありがとうございました。以上で検討事項は終了しました。その他ありますか。
梶 川 委 員	昨年10月25日に市長に対して意見書を出しておられますね。農業委員会として進管理がどのようになっているのかお尋ねしたい。実際には財政課長査定が済んでいると思います。会長自らが意見書を出せばなしでは困ります。実は河原町では猿の被害が深刻なんです。これまでは田んぼにいたのが、今では村の中を堂々と歩いている。目を合わせるな下を向いて歩けと言われていた。また、スイートコーンを2回に分けて食われました。このままでは遊休農地が増えます。意見書の実現に向けてご尽力をいただきたい。
議 長	皆さんと協議をしながら提出しました。また、部長さんにも説明を受けました。途中経過については確認していませんので、確認して皆さんにも報告できるとありましたらお知らせいたします。 はい、砂川さん。
砂 川 委 員	私の集落でJAの集落座談会がありまして2つ言いました。1つはJAが台湾の地域就農者の受け皿の問題ですね。鹿野町は決定打がありません。出し手はあっても。この辺りを農協としてどう捉えているかと気高担当理事に聞いたが答えられなかった。もう1つはラウンドアップという商品名についてです。インターネットで記事を見ていたら、自民党代議士の山田さんが発言されていました。世界中で訴訟を起こされて、何兆円も抱えています。発がん性がありヨーロッパの方では禁止になっている。データが捏造されていたのが問題。公開されていることです。JAの理事は知りませんでした。
議 長	いろいろな話をしていただきました。どこの地域も担い手の問題というのは、受け皿がなく現場では困っておられますよね。 ラウンドアップの件も話題にはなっていますが、聞いたところ国産は安全だという意識があるんですけど、農薬とかに関しては日本は緩い安心です。そういう所の安全対策をしっかりしていかなければならないと、感じます。
議 長 職 務 代 理	以上を持ちまして令和元年度 第11回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。